

# 岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則

平成19年4月1日

規則第4号

## (目的)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合(以下「組合」という。)が、岸和田市及び貝塚市(以下「関係市」という。)から排出される一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)を処理するため、岸和田市岸之浦町1番地の2に設置した岸和田市貝塚市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)の稼動に関し適正な運用を図ることを目的とする。

## (稼働時間)

第2条 クリーンセンターは、原則として1日24時間稼動とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは臨時に休業することができる。

## (受入時間)

第3条 廃棄物の受入時間は、原則として次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、受入時間を変更することができる。

(1) 関係市の直営、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項に基づく収集運搬を関係市が委託する者及び岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例(昭和44年条例第12号。以下「条例」という。)第2条第2項に該当する者(以下「廃棄物収集車」という。)の受入時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日までは、午前8時から午後5時までとする。

イ 土曜日は、午前8時から午前12時までとする。

(2) 廃棄物収集車以外(以下「一般車」という。)の受入時間は、月曜日から金曜日までの午後1時から午後5時までとする。

## (搬入者の遵守事項)

第4条 クリーンセンターに廃棄物を搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係市域外から排出された廃棄物を搬入しないこと。ただし、災害廃棄物等について管理者が特に認めた場合は除く。

(2) 搬入者は、関係市が一般廃棄物処理基本計画に掲げる収集できない廃棄物をクリーンセンターに搬入しないこと。

(3) 廃棄物収集車は、廃棄物収集車届(様式第1号)を管理者に届け出ること。

(4) 一般車による搬入者は、一般廃棄物搬入申請書(様式第2号)を提出の上、廃棄物の検査及び計量を受け、条例第2条第1項に定める手数料を納付すること。

(5) 搬入者は、クリーンセンターの業務を妨げないよう、又、ピット転落等の労働災害、車両事故及び施設損壊等を防止するため、係員の指示に従うこと。

(6) 搬入者は、管理者が別に定める受入基準に従って、廃棄物をクリーンセンターに搬入する前に処理(以下「前処理」という。)及び分別をするとともに、搬送中に廃棄物の散乱等が無いよう適切な措置を講じること。

(7) 自己の責めに帰すべき事由により事故等が発生した場合は、当該搬入者の責任で速やかに対処すること。

(8) 関係法令等を遵守すること。

(搬入の拒否等)

第5条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当するときは、搬入の停止若しくは禁止又はクリーンセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 前条の遵守事項を怠ったとき又はこの規則に違反したとき。
- (2) クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたし、又は支障をきたす恐れがある行為をしたとき。
- (3) 係員の指示に従わなかったとき。

2 管理者は、廃棄物が次の各号のいずれかに該当するときは、その搬入を拒否するものとする。

- (1) 第4条第6号に定める前処理及び分別並びに措置が不完全と認めたとき。
- (2) クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたす恐れがあると認めたとき。

(損害賠償)

第6条 搬入者は、自己の責めに帰すべき事由によりクリーンセンターの施設及び附属物（樹木を含む。）等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(緊急受入停止措置)

第7条 管理者は、次に掲げる場合には事前の予告なくクリーンセンターへの廃棄物の受入りを停止することができる。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第13条の2に規定する警報が、岸和田市を含む地域に発令された場合
- (2) 気象情報等により前号の発令が予想される場合
- (3) 岸和田市岸之浦町を含む地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条に規定する指示等が発令された場合
- (4) クリーンセンター設備の故障等により、施設整備等の必要が生じた場合又は廃棄物の受入れができなくなった場合
- (5) 前各号のほか、管理者がクリーンセンターへの廃棄物の受入りを停止する必要があると認めた場合

(委任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第2号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月3日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。



## 一般廃棄物搬入申請書

(元号) 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者様

下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。

※ 必ずボールペン等で記入してください、鉛筆での記入は受付できません。(□に✓をつけてください。)

搬入者 (申請者)	住所			
	(ふりがな)	( )		
	氏名			
	電話番号		排出者との関係	
	搬入車両	<input type="checkbox"/> 乗用車 <input type="checkbox"/> (軽)トラック( t車) <input type="checkbox"/> その他( ) ナンバープレート: 和泉		
<input type="checkbox"/> この持込ごみは、営利目的(生業)で収集・運搬したごみではありません。				
排出者	住所 又は 所在地	<input type="checkbox"/> 搬入者と同じ(異なる場合は下欄に記入してください。)		
	氏名又は 事業所名			
	電話番号		業種 (事業所の場合)	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ (排出者と住所が異なる場合は住所及び理由を記入してください。) 住所: 理由:		
ごみの種類	<input type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの (引越し <input type="checkbox"/> 片付け) <input type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの(産業廃棄物に該当しないもの) ※ 岸和田市・貝塚市以外から発生したごみは受け付けません。 ※ 岸和田市貝塚市クリーンセンターごみ搬入基準以外のごみは受け付けません。 ・主なごみの種類を記入してください。(例: たんす、机、ふとん、剪定枝、自転車、家電製品等)			
搬入時間:月曜日～金曜日(祝・祭日含む) 午後1時～午後5時(なるべく午後4時30分までに入場してください。)				
下記の事項を確認の上、□に✓をつけてください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認のため、運転免許証など本人であることがわかる書類の提示をします。</li> <li>2. 記載内容について相違ありません。相違があった場合や虚偽が判明した場合及び搬入条件を満たさない場合には、ごみを持ち帰ります。</li> <li>3. ごみの重量に応じ、条例で定める処理手数料を支払います。 (ごみの計量は、クリーンセンターの計量機によるものとします。)</li> </ol> <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 以上の事項を確認、承知しました。</div>				

※ 記入された個人情報は、法律によって要求された場合、あるいは当組合の権利や財産を保護する必要が生じた場合を除き、第三者に提供することはありません。

※ 許可なく一般廃棄物の収集又は運搬を業として行っていることが判明した場合は受け入れをせず通報します。このような行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。

※ 排出者に対しては、岸和田市又は貝塚市から確認のため、お伺いすることがあります。

## 本組合記入欄

確認物	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他( )
-----	---